

ひとり親家庭等日常生活支援事業 をご存知ですか

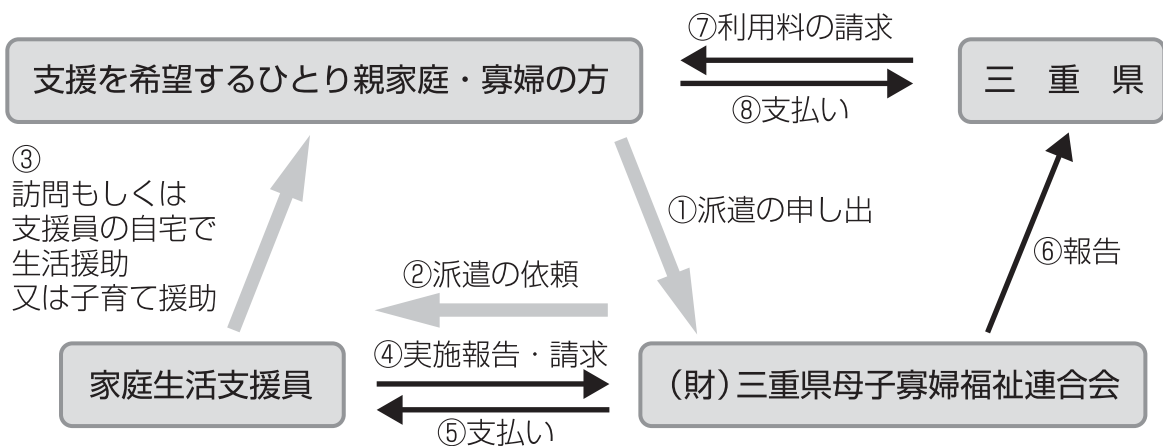
ひとり親家庭等が、さまざまな事由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、必要な介護・保育等の支援を行うことによって、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための事業です。

ひとり親家庭の母や父、児童、同居している祖父母の一時的なケガや病気・技能習得のための通学・就職活動などの自立促進に必要な事由・冠婚葬祭・看護・出張・子どもの学校行事等への参加・その他一時的に援助を必要とする状況になった時などに利用できます。

なお、生活支援を受けるためには、事前に登録が必要です。

また、家庭生活支援員も募集しています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の流れ



対象者

- 母子家庭・寡婦・父子家庭

支援内容

○生活支援

食事の世話・住居の掃除・身の回りの世話・介護・生活必需品の買い物・医療機関との連絡・その他日常生活に必要な用務 など

○子育て支援

乳幼児の保育・児童の生活指導 など

利用料（1時間あたり）

利用世帯の区分	子育て支援	生活支援
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	¥0	¥0
児童扶養手当支給水準の世帯	¥70	¥150
上記以外の世帯	¥150	¥300



申込先／問合せ先

- 三重県母子福祉センター 〒514-0003 津市桜橋2丁目131 社会福祉会館4階
電話 059-228-6298 Fax 059-228-6301
HPアドレス <http://www.za.ztv.ne.jp/boshikafu/>